	自衛隊施設整備
	教育訓練用器材購入
	教育訓練用器材借入れ等
	教育訓練用器材整備
	公務員宿舎建設等
	障害防止対策施設整備
	教育施設等騒音防止対策事業費補助
	施設周辺整備助成補助
	道路改修等事業費補助
	自衛隊施設整備
	弾薬購入
防衛装備庁	研究開発

別表　2　特別会計　(2)　国庫債務負担行為を次のように改める。

所管	特別会計	事項
財務省及び国土交通省	財政投融資	特定国有財産整備勘定
		特定施設整備
		民間資金等活用特定施設整備
農林水産省	食料安定供給	かんがい排水事業
	国営土地改良事業勘定	総合農地防災事業
国土交通省	自動車安全	空港整備
	空港整備勘定	競争導入公共サービス空港整備事業発注者支援業務
		競争導入公共サービス国際航空旅客動態調査業務
		空港整備事業費補助
		北海道空港整備
		競争導入公共サービス北海道国際航空旅客動態調査業務
		北海道空港整備事業費補助
		沖縄空港整備
		競争導入公共サービス沖縄国際航空旅客動態調査業務
		航空路整備

所管	特別会計・所管・組織	事項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	原子力施設等防災対策等交付金交付事業
	復興庁	河川改修事業
		地域連携道路事業
		競争導入公共サービス道路整備事業発注者支援業務
		港湾改修事業
		競争導入公共サービス港湾整備事業発注者支援業務
		国営追悼・祈念施設整備
		農業水利施設放射性物質対策事業
		農業用施設災害復旧事業
		農地災害復旧事業
		農業用施設等災害関連事業
		河川等災害復旧事業

○農林水産省告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福井県大野市角野四八字大谷越一の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をするのができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町八総字番屋丁三三八の五、丁三三八の一一三から丁三三八の一三九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をするのができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岩手県陸前高田市気仙町字砂盛一七六の二・一七六の三・一七六の一三・一七八の八・一七八の九・一七八の一二・一七八の一三・高田町字古川五一の二八・五一の三九から五一の四三まで・五一の六二から五一の六五まで・五一の七一・字中宿二八・二九の五・二九の六・字下宿六一の一・六一の三（以上二十三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　潮害の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をするのができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び陸前高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）